

令和9年度 公立学校教員採用候補者選考試験問題

養護教諭

1 / 9 枚中

注意 答はすべて解答用紙の解答欄に記入すること。

第1問題 学校における健康診断及び保健教育について、次の問に答えよ。

問1 「学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施に当たって留意すべき事項について（事務連絡）」（令和6年9月18日 文部科学省）に記載された、学校健康診断における項目（学校保健安全法施行規則第6条）について、ア～ウにあてはまる語句を答えよ。

- 1 身長及び体重
- 2 ア
- 3 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態
- 4 視力及び聴力
- 5 眼の疾病及び異常の有無
- 6 耳鼻咽喉頭疾患及びイの有無
- 7 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- 8 結核の有無
- 9 心臓の疾病及び異常の有無
- 10 ウ
- 11 その他の疾病及び異常の有無

問2 「学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施に当たって留意すべき事項について（事務連絡）」（令和6年9月18日 文部科学省）に記載された、学校健康診断における項目（学校保健安全法施行規則第6条）の「11. その他の疾病及び異常の有無」の検査として検査項目を追加する場合について、エ～カにあてはまる語句を答えよ。

《項目の追加》

上記1～10以外に「11. その他の疾病及び異常の有無」の検査として検査項目を追加する場合は、健康診断の趣旨や目的に沿って学校のエ及び学校の責任で、その実施の目的等と、オではないことを明示し、保護者等に周知した上で、理解とカを得て実施する必要がある。

問3 「児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂」(平成27年8月 公益財団法人日本学校保健会)に記載された、児童生徒健康診断票(歯・口腔)の歯式の該当欄に記入する該当記号について、～にあてはまるものをA～Hから選び、記号で答えよ。

	記号
要注意乳歯	<input type="text" value="キ"/>
要観察歯	<input type="text" value="ク"/>
むし歯	<input type="text" value="ケ"/>
喪失歯	<input type="text" value="コ"/>
処置歯	<input type="text" value="サ"/>
歯周疾患要観察者	<input type="text" value="シ"/>
歯周疾患罹患患者	<input type="text" value="ス"/>

A G B ○ C × D CO E -, /, \ F GO G △ H C

問4 「『生きる力』を育む学校での歯・口の健康づくり 令和元年度改訂」(令和2年2月 公益財団法人日本学校保健会)に記載された、「発達段階に即した歯みがき指導の重点(参考)」の小学校低学年のはみがき指導の重点に関する次のセ～ツの記述について、正誤の組み合わせとして正しいものをA～Gから選び、記号で答えよ。

- セ 第一大臼歯をきれいにみがくことができる。
- ソ フロスなどの用具を工夫して使用できる。
- タ 生活習慣とむし歯や歯肉炎の関係を理解し、予防のため生活改善ができる。
- チ 上下前歯の外側をきれいにみがくことができる。
- ツ 口臭について理解し、予防できる。

	セ	ソ	タ	チ	ツ
A	○	×	×	○	○
B	×	○	○	×	×
C	×	○	×	○	○
D	○	×	○	×	×
E	○	×	×	○	×
F	×	×	○	○	×
G	○	○	×	×	○

第2問題 学校における疾病の管理について、次の問に答えよ。

問1 「学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）」第18条に定める感染症の種類について、次の（1）、（2）に答えよ。

（1） 第一種の感染症をA～Jから2つ選び、記号で答えよ。

（2） 第二種の感染症をA～Jから4つ選び、記号で答えよ。

- | | | | |
|---------------|----------------|---------|----------|
| A ベスト | B 百日咳 | C 咽頭結膜熱 | D 感染性胃腸炎 |
| E 結核 | F 新型コロナウイルス感染症 | G ジフテリア | H コレラ |
| I 伝染性紅斑（りんご病） | J マイコプラズマ感染症 | | |

問2 「学校において予防すべき感染症の解説（令和5年度改訂）」（令和6年3月 公益財団法人日本学校保健会）に記載された、吐物・下痢便の清掃について、～にあてはまる数字を答えよ。

② 吐物・下痢便の清掃

近くにいる人を別室等に移動させ、換気をした上で、吐物・下痢便は、ゴム手袋、マスク、ビニールエプロンをして、できればゴーグル、靴カバーを着用し、ペーパータオルや使い捨ての雑巾で拭き取る。

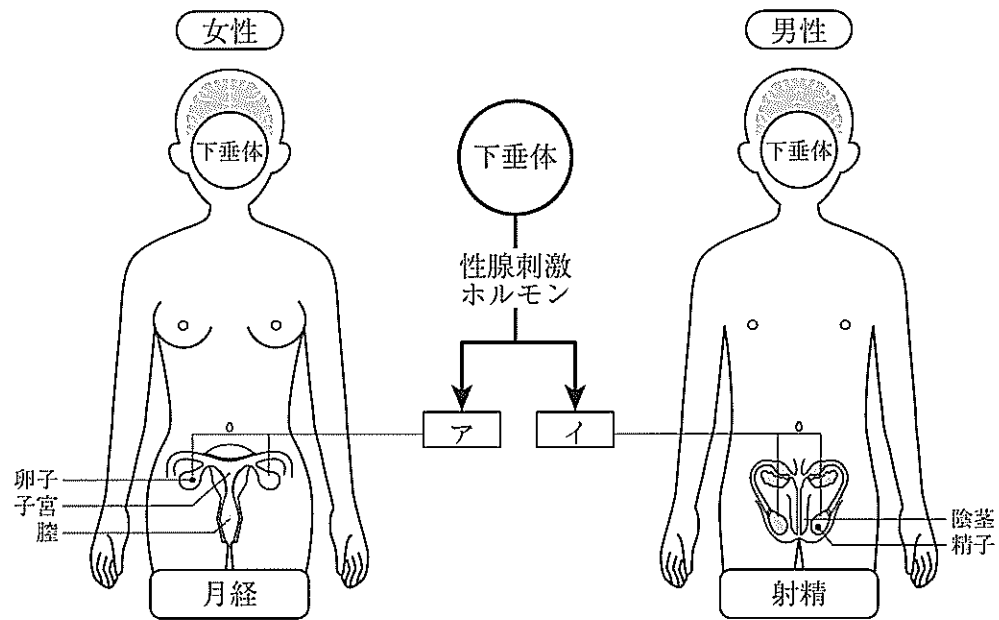
吐物は広範囲に飛散するため、中心部から半径mの範囲を外側から内側に向かって、周囲に拡げないようにして静かに拭き取る。拭き取ったものはビニール袋に二重に入れて密封して破棄する。

便や吐物の付着した箇所は、%次亜塩素酸ナトリウム消毒液等で消毒する。その際、消毒液をスプレーで吹きかけると、逆に病原体が舞い上がり、感染の機会を増やしてしまうために、噴霧はしないようにする。また、次亜塩素酸ナトリウムについては、木や紙等の有機物に触れると消毒効果が下がるため、ペーパータオルを使ったり木の床を消毒したりする場合には、%以上の濃度の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用する。

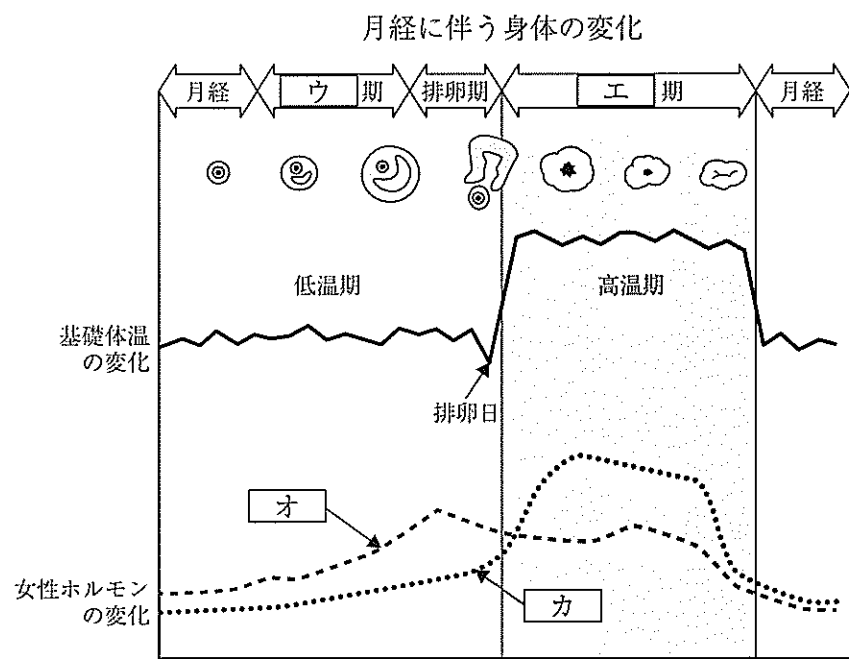
処理後、スタッフは石鹸、流水で必ず手を洗う。

第3問題 学校における健康相談・保健指導及び保健教育について、次の問に答えよ。

問1 「月経の正しい理解とその対応」(令和7年3月 公益財団法人日本学校保健会)に記載された、男女の身体の仕組みの図について、、にあてはまる名称を答えよ。



問2 「月経の正しい理解とその対応」(令和7年3月 公益財団法人日本学校保健会)に記載された、月経に伴う身体の変化の図について、～にあてはまる語句を答えよ。



出典：女性の健康推進室ヘルスケアラボ(厚生労働省研究班)

問3 児童生徒から月経について次のような相談があり、症状が継続していることがわかった。この場合について、主な指導内容を2つ記せ。

経血量が多い日は昼間も夜用ナプキンを使っています。大きなレバーのようなかたまりが出ることもあり、心配です。

問4 「保健教育における個別指導の考え方、進め方」(令和6年3月 公益財団法人日本学校保健会)に記載された、保健教育における個別指導についての説明a～fのうち、正しいものには「○」、誤っているものには「×」を記せ。

- a 授業などの集団指導においてその場で個別の生徒に行う指導(支援・助言)のことである。
- b 個別の生徒や任意の小集団を対象とするものである。
- c 保健体育科(保健分野)、特別活動、総合的な学習の時間などの集団指導の内容や時期等を踏まえつつ、意図的、計画的に取り組むものである。
- d 個別指導は集団指導の後に必ず行わなければならないものである。
- e 性に関する内容についての指導に当たっては、発達の段階を踏まえることのみを配慮すればよい。
- f 保健に関する指導の全てを学校教育で担うものではなく、家庭や地域社会(保健医療機関や思春期の相談窓口等)での指導の機会との連携も重要である。

第4問題 学校における保健室経営について、次の問に答えよ。

問1 「学校保健法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成20年7月9日 文部科学省）に記載された、「第二 留意事項 二 学校保健に関する留意事項（5）学校保健計画について（第5条）」について、～にあてはまる語句を答えよ。

2 学校保健計画には、法律で規定された①児童生徒等及び職員の、②、③児童生徒等に対するに関する事項を必ず盛り込むこととする。

問2 「保健室経営計画作成の手引 平成26年度改訂」（平成27年3月 公益財団法人日本学校保健会）に記載された、「3 保健室経営計画の作成（1）学校保健計画と保健室経営計画」について、～にあてはまる語句をA～Xから選び、記号で答えよ。

	学校保健計画	保健室経営計画
推進者	<input type="text" value="エ"/> *役割分担して <input type="text" value="オ"/> 的に活動を推進	<input type="text" value="コ"/> が中心
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 学校保健活動の年間を見通して、「<input type="text" value="カ"/>」「<input type="text" value="キ"/>」「<input type="text" value="ク"/>」の3領域について立てる総合的な基本計画 単年度計画 学校経営の<input type="text" value="ケ"/>に位置付け、<input type="text" value="ケ"/>を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 教育目標等を踏まえた上で、保健室経営の目標に対して、<input type="text" value="サ"/>的、<input type="text" value="オ"/>的に運営するための計画 <input type="text" value="コ"/>の職務（役割）と<input type="text" value="シ"/>の機能を踏まえた計画 単年度計画 保健室経営目標に対する<input type="text" value="ケ"/>を実施

- | | | | | | |
|----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| A 健康課題 | B 保健教育 | C 健康相談 | D 保健管理 | E 共通理解 | F 組織 |
| G 学校教育目標 | H 保健室 | I 改善 | J 学校医 | K 学級担任 | L 管理職 |
| M 評価 | N 長期 | O 計画 | P 児童生徒 | Q 全教職員 | R 重点 |
| S 優先 | T 組織活動 | U 安全 | V 養護教諭 | W 連携 | X 総合 |

第5問題 学校における救急処置について、次の問に答えよ。

問1 「学校事故対応に関する指針【改訂版】（令和6年3月 文部科学省）の「4 事故発生後の対応の流れ 4-1 事故発生直後の取組 (1) 応急手当の実施」の留意点についての説明 a～fのうち、正しいものには「○」、誤っているものには「×」を記せ。

- a 事故発生時に優先すべきことは、管理職への報告である。
- b 教職員は事故の状況や被害児童生徒等の様子に動揺せず、またその他の児童生徒等の不安を軽減するように対応する。
- c 救急車を手配するために119番通報をすると、消防の通信司令員から電話口で指示や指導が受けられるため、心停止かどうかの判断に迷う場合や、胸骨圧迫のやり方などが分からない場合は、遠慮することなく指示を仰ぐようにする。
- d 校舎外や校外での活動時などにおいても、事故が発生した場所からの素早い119番通報や、消防の通信司令員から電話口で指示や指導を受けるといった緊急的な対応を即座に行うことができるよう、体制を整えておくことが重要である。
- e 救命処置において、意識や呼吸の有無が「分からない」場合は、心肺蘇生とAED装着は実施しない。
- f 応急手当を優先しつつも、事故の発生状況や事故後の対応及びその結果について、適宜メモを残すことを心がけ、対応が一段落した時点でメモを整理する（応援に駆けつけた教職員に対し、記録担当の役割を指示する。）。

問2 「迅速な対応で突然死を防ぎましょう！（教職員向け）」（日本スポーツ振興センター）に記載された、心停止の救命処置における直ちに心肺蘇生を開始する場合について、～にあてはまる数字を答えよ。

直ちに胸骨圧迫を開始

※ 水の事故（溺水）では、気道確保と人工呼吸を優先する

- 強く……………（成人は少なくともcm、小児は胸の厚さの約1/3）
- 速く……………（少なくとも～回/分）
- 絶え間なく……………（中断を最少にする）

★人工呼吸ができる場合
→胸骨圧迫：人工呼吸 = ：

★人工呼吸ができない、（感染の心配等で）ためられる場合
→胸骨圧迫のみ

第6問題 学校における健康観察について、次の問に答えよ。

問1 「学校における子供の心のケア－サインを見逃さないために－」(平成26年3月 文部科学省)の「第3章 メンタルヘルスの理解を深めるために (4) 障害のある子供への留意点 ④てんかん」に記載されたてんかんの既往がある場合の健康観察について、にあてはまる語句を答えよ。

PTSDの子供は、過覚醒症状や麻痺症状と関連してが不規則になりがちです。その影響により、てんかんのある子供は発作を起こしやすくなりやすくなります。そのため、てんかんの既往がある場合、ほうっとした状態や動きの途絶など発作の可能性のある症状に注意して健康観察することが大切です。

問2 「教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引－令和3年度改訂－」(令和4年3月 公益財団法人日本学校保健会)に記載された、てんかんの解説について、, にあてはまる語句を答えよ。

てんかんとは、てんかん発作を繰り返す疾患であるが、発作の症状は意識喪失やけいれんに限らず、一見、短時間ぼんやりしているだけに見えるものなど、様々なものが含まれる。てんかん発作はの異常な神経活動によるものであり、心理的な原因によるものではない。

発作が繰り返し起きると、体調、学習、心理面、社会生活などにも障害が現れやすい。てんかんの原因には、と症候性(原因となる脳障害が分かっているもの)がある。てんかんには幾つかの病型があり、それによって治療法が異なるため専門医による診察が必要である。

問3 「学校における子供の心のケア－サインを見逃さないために－」(平成26年3月 文部科学省)の「第3章 メンタルヘルスの理解を深めるために 2 学校で取組を始める前に (2) 学校が担う役割とは」について、～にあてはまる語句をA～Oから選び、記号で答えよ。

医療機関の役割がストレス症状を抱えた子供の「」であるのに対し、学校が担う役割は子供の「」であり、子供ができるだけした学校生活を送れるよう支援し、の促進を図ることが目的となります。

学校が行うでは、直接的あるいは個別にトラウマを扱うのではなく、学校という集団の場で子供がとを取り戻し、の促進、精神を安定させる作業や的な取組等を活用し、子供が本来もつ健康な部分を引き出すことにポイントを置くことが適切です。

- | | | | | |
|--------|-------------|-------|---------|--------|
| A 日常性 | B コミュニケーション | C 安定 | D 生活リズム | E 安全感 |
| F 活動性 | G プライベート | H キュア | I 完治 | J 未来志向 |
| K 健康回復 | L 情報交換 | M ケア | N 緊張緩和 | O 専門 |

問4 「学校事故対応に関する指針【改訂版】」（令和6年3月 文部科学省）の「7 被害児童生徒等の保護者への支援（2）児童生徒等の心のケア」に記載された次のシ～タの記述について、正誤の組み合わせとして正しいものをA～Gから選び、記号で答えよ。

シ 心のケアを必要としているのは児童生徒等だけではないことを理解し、被害児童生徒等の保護者や教職員に対しても継続的な心のケアを行う。

ス 危機発生時の児童生徒等の心身の健康問題を把握するための方法としては、児童生徒等の様子の直接的な観察、保護者との話合いによる間接的観察及び質問紙を使った調査等の方法があるが、いずれも記録は残さない。

セ 災害や事件・事故発生時におけるストレス症状のある児童生徒等への対応は、平常時と異なり、養護教諭のみが対応する。

ソ 恐怖や喪失体験などの心理的ストレスによって、心の症状だけでなく、腹痛や頭痛、眠れない、食欲不振などの身体の症状も現れやすいことが児童生徒等のストレス症状の特徴であることを理解する。

タ 事故の状況等を踏まえ、事件等を目撃した児童生徒等のみでなく、被害児童生徒の兄弟姉妹や、目撃はしていないが被害児童生徒とそれまでに少しでも関連を持ったことがある（前学年や縦割り活動・クラブ・習い事など）児童生徒等への配慮も必要であることを留意する。

	シ	ス	セ	ソ	タ
A	○	○	×	○	○
B	○	×	×	○	○
C	×	○	○	×	×
D	○	×	○	×	×
E	×	×	×	○	○
F	×	○	○	×	×
G	×	×	○	×	○